**「南幌町飲食店応援チケット事業」特定事業者募集要項**

新型コロナウイルス感染症の影響により特に影響を受けた町内飲食店における消費の拡大や地域経済を活性化することを目的とした南幌町飲食店応援チケット事業の実施にあたり、応援チケットを取扱うことを希望する飲食店事業者（特定事業者）を公募いたします。

**１．事業の概要**

（１）発　行　者　：　南幌町

（２）購入対象者　：　南幌町民

（３）事業の概要

　　①　名　　称　：　南幌町飲食店応援チケット

　　②　発行冊数　：　5,000冊

　　③　販売価格　：　1冊3,000円（1枚500円券×10枚＝5,000円）

　　④　購入上限　：　1世帯5冊まで（最大15,000円　券面額25,000円）

　　⑤　販売期間　：　令和3年10月9日　～　令和4年2月18日まで

　　　　　　　　　　　※販売期間内であっても5,000冊が完売した時点で終了します。

　　⑥　利用期間　：　令和3年10月9日　～　令和4年2月28日まで

**２．利用対象とならないもの**

（１）不動産購入や金融商品

（２）商品券やプリペイドカードなど換金性の高いものの購入

（３）たばこ

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い

（５）特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

（６）チケットの交換及び売買

**３．取扱い順守事項**

（１）応援チケットは物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能であること。

（２）応援チケットと現金の交換は禁止であること。

（３）応援チケット面額以下の利用であってもおつりは渡さず、不足分は現金等で受け取ること。

（４）利用期間を過ぎた応援チケットは受け取らないこと。

（５）応援チケットの盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責任を負わないこと。

**４．参加資格**

南幌町内に事業所、店舗等を有する飲食店事業者とし、町内の店舗等に限り応援チケットを利用可能とすることができるものとします。

なお、本事業における飲食店事業者の定義は、「町内において日本標準産業分類の中分類７６飲食店または、中分類７７持ち帰り・配達飲食サービス業を営むもののうち、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５２条の規定により北海道知事の許可を受けたもの」をいいます。

ただし、次の事業者を除きます。

（１）特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っているもの。

（３）上記２．「利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。

**５．取扱事業者（参加店舗）の責務**

本事業に参加する飲食店事業者においては、次に掲げる事項を順守するものとします。

（１）利用可能店舗であることが明確になるよう、掲示ポスター等を利用者が解りやすい場所に掲示して頂くこと。

（２）利用者が使用される応援チケットについて、偽造でないかの確認をして頂くこと。明らかに偽造された応援チケットであると判別できる場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに南幌町へ報告すること。

（３）応援チケットを受け取った時は、再流出を防止するため、応援チケット裏面に受領印を捺印することとし、すでに受領印があるものは、受け取りを拒否して頂くこと。

（４）上記の他、応援チケット事業の円滑適正な運営にご協力頂くこと。

**６．申し込みについて**

（１）申し込み方法

本事業への参加を希望される飲食店事業者は、この募集要項に同意の上、別添「特定事業者登録申請書」に必要事項を記入捺印し、下記の申し込み先にご提出下さい。

（２）申込期間

令和3年8月4日（水）から令和3年11月30日（火）まで

※期限を過ぎて申請する場合は、事前にご相談願います。

（３）登録事業者の決定

申込のあった事業者については、審査を経て承認し、結果は郵送等により通知します。

**７．募集要項に違反した場合**

本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の生じた場合は請求する場合があります。

**８．換金について**

（１）使用済チケット（裏面に使用済である旨の受領印を押印したものに限る）、印鑑を持参の上、南幌町商工会で手続きをして下さい。

（２）換金申出書を作成の上、枚数を相互に確認した後、換金申出書の写しを受け取り願います。

（３）再度審査した後、指定の口座へ振り込みます。

（４）換金請求期限は、令和4年3月7日までとし、期限を過ぎての換金には一切応じられません。

【申し込み先・問い合わせ先】

南幌町　産業振興課　商工観光グループ

〒069-0237　南幌町栄町3丁目2番1号

ＴＥＬ：011-398-7201

8：30～17：00（土・日・祝日を除く）